

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

2022年10月20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 訪問看護とは？
- 2 どんな人が訪問看護を受けられるのでしょうか？
- 3 訪問看護者は誰に相談するのでしょうか？
- 4 訪問看護ではどんな人が行えるのでしょうか？
- 5 訪問看護師は、どのくらいの時間・何回行くのでしょうか？
- 6 どんな機関が、訪問看護をしているのでしょうか？
- 7 訪問看護ステーションでの働き方
- 8 訪問看護師の一日
- 9 資料（出典：介護サービス施設・事業所調査（平成28年9月））

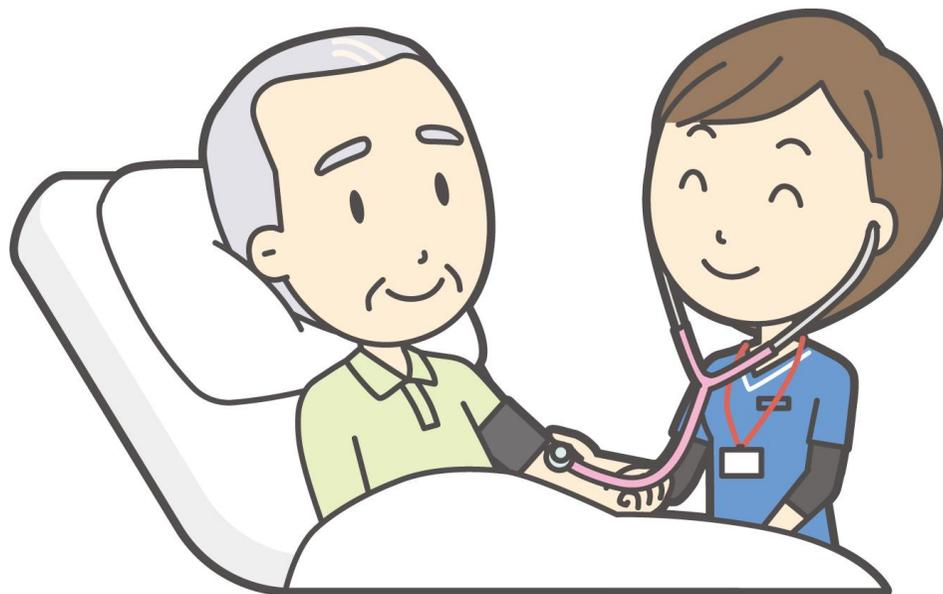
1. 訪問看護とは？

「病気や障がいがあっても、住み慣れた家で暮らしたい」「人生の最期を自宅で迎えたい」と望まれる方が増えています。訪問看護の強みは、地域で暮らす赤ちゃんから高齢者まで全ての年代の方に、関係職種と協力しあつて、一人ひとりに必要な支援が行えるところです。医療・福祉関係者としても知っておくと良いですね。

訪問看護は、どんな看護をするのでしょうか

主治医と密に連携し、心身の状態に応じて以下のような看護を行います。身体的・精神的な看護はもとより、入退院（入所・退所）についてのご相談、必要に応じた在宅ケアサービスの紹介、関連機関との連携などにより、利用者様のご希望に沿った療養生活を叶えるための様々な支援や調整を行います。主に以下のようなものがあります。

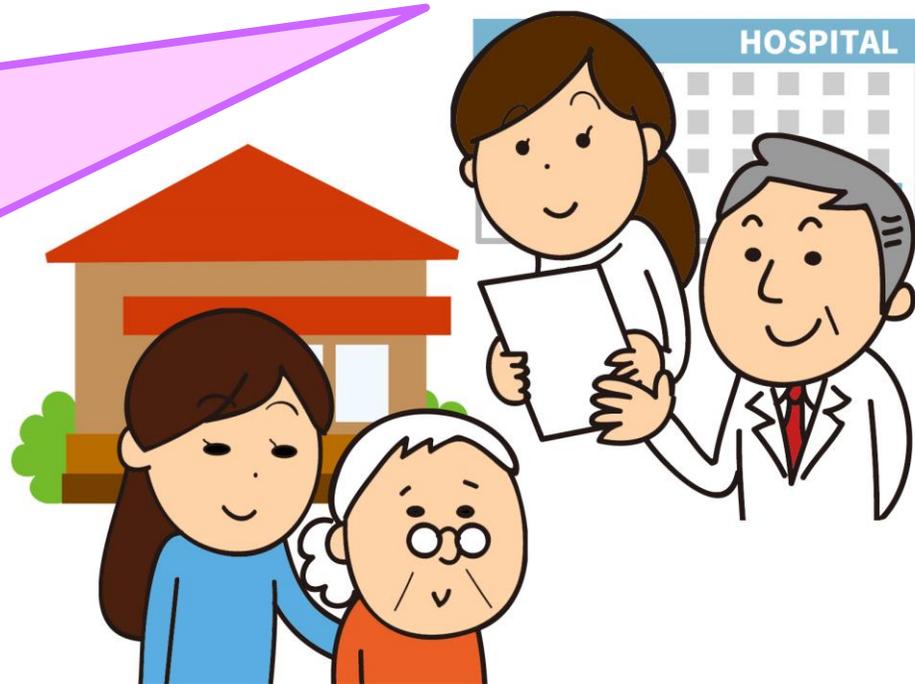
- ・健康状態のアセスメント
- ・日常生活の支援
- ・心理的な支援
- ・家族等介護者の相談・助言
- ・医療的ケア
- ・病状悪化の防止（予防的看護）
- ・入退院時の支援
- ・社会資源の活用支援
- ・認知症者の看護
- ・精神障がい者の看護
- ・リハビリテーション看護
- ・重症心身障がい児者の看護
- ・エンドオブライフケア など



2. どんな人が訪問看護を受けられるのでしょうか？

疾病や障がいなどがあり、居宅で療養をしながら生活をされている方で、主治医が訪問看護を必要と認めた方です。小児から高齢者まで、年齢等を問わず訪問看護を必要とする全ての方を対象とします。

ご本人だけでなく、ご家族の介護相談や健康相談にも応じます。要支援者または要介護者は、原則、介護保険が適用されます。ただし、要支援者または要介護者であっても、がん末期等厚生労働大臣が定める疾病等の方、急性増悪による頻回な訪問が必要な方、精神科訪問看護の対象者は医療保険の適用となります。



3. 訪問看護師は誰に相談するのでしょうか？

医療保険（健康保険、後期高齢者医療の場合）と介護保険との場合で異なります。

医療保険（健康保険、後期高齢者医療の場合）

① 要看護師の近隣の訪問看護ステーション

訪問看護ステーションから、主治医と連絡をとり訪問看護指示書の交付を受け、訪問看護サービスを提供します。

② 主治医

適切な訪問看護ステーション、もしくは保健医療機関等の訪問看護提供機関に指示が出て、訪問看護サービスを提供します。

介護保険

① ケアマネージャーに相談

介護保険の「介護認定」を受け、要支援または要介護に認定された場合は、ケアマネージャーが利用者の要望を尊重しながら居宅（介護予防）サービス計画を立て、訪問看護等様々なサービスを導入します。

② その他

地域包括支援センター、市区町村役所の介護保険（医療）窓口、保健所・保健センターの保健師、病院の地域連携室・医療相談室等、地域の社会福祉協議会、地域の民生委員、民間の訪問看護サービス会社などがあります。

4. 訪問看護ではどんな人が行えるのでしょうか？

保健・医療の十分な看護等の知識・技術を持つ看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師（健康保険法の指定を受けた訪問看護ステーションの場合は助産師が含まれる））が訪問看護を行います。

※訪問看護師になるために必要な資格は、正看護師または准看護師の国家資格です。

医療従事者の派遣に関する法律では問題にならない？

原則として、病院や医療機関に看護師を派遣することはできません。
但し、以下の要件を満たす場合は、派遣可能となります。

医師、歯科医師、薬剤師の調剤、保健婦、助産婦、看護師・准看護師、栄養士等の業務。

- (1) 紹介予定派遣
- (2) 病院・診療所等（介護老人保健施設または医療を受ける者の居宅において行われるものを含む）
以外の施設。（社会福祉施設等）で行われる業務。
- (3) 産前産後休業・育児休業・介護休業中の労働者の代替業務。
- (4) 就業の場所がへき地・離島の病院等及び地域医療の確保のため都道府県（医療対策協議会）が必要と認めた病院等における医師の業務。

5. 訪問看護師は、どのくらいの時間・何回行くのでしょうか？

介護保険の場合と医療保険との場合で異なります。

介護保険

ケアプランに則った訪問時間となります。

1回の訪問時間は、20分、30分、1時間、1時間半の4区分です。

医療保険

医療保険の場合は、通常週3日までで、1回の訪問時間は30分から1時間半程度です。

利用者様やご家族のご希望をうかがって決定しますが、病気や状態によっては、毎日や同日複数回訪問することも可能です。



6-1. どんな機関が、訪問看護をしているのでしょうか？

①訪問看護ステーション

訪問看護ステーションは、介護保険法に基づき、都道府県知事（または政令市・中核市市長）の指定を受け、保健師または看護師が管理者となって運営する事業所です。

訪問看護従事者として看護師・准看護師・保健師・助産師（健康保険法の訪問看護のみ）を最低でも常勤換算2.5名配置しています。また、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を適当数配置し、訪問看護の範疇でリハビリテーションを実施している事業所もあります。

在宅で療養される方に、主治医から交付される訪問看護指示書に基づき、訪問看護サービスを提供します。介護保険の利用者では、訪問看護指示書及びケアプランに沿って訪問看護計画を作成し、訪問看護サービスを行います。

訪問看護ステーションは、利用者様の主治医の所属機関を問わず、訪問看護指示書の交付によって訪問看護サービスを提供する地域に開かれた独立した事業所です。保険医療機関ではありませんが、訪問看護には各種保険や公費が適用されます。医療保険（後期高齢者医療、健康保険）、介護保険、公費負担医療制度などから訪問看護の費用が給付されるので、利用者様は保険の種類や所得等に応じてかかった費用の1割～3割（生活保護の対象者は負担なし、自立支援医療制度の精神通院医療では所得に応じた自己負担上限額まで）を負担します。

訪問看護ステーションは、全国に約13,003カ所（2021年4月1日現在）開設され、最近では駅や街角などでも、訪問看護ステーションの看板を多く見かけるようになり、利用しやすくなっています。

訪問看護ステーションの所在地情報は、市役所・区役所などの介護保険担当部署やインターネットで公開されています。（インターネット検索の場合は「介護事業所検索・介護保険サービス情報公表システム」から「訪問看護」さらに「都道府県・市町村名」と絞り込んでください。）

※なお、一部の訪問看護ステーションでは、オプションサービスとして保険外の訪問看護を実施している場合があります。

6-2. どんな機関が、訪問看護をしているのでしょうか？

② 保険医療機関（介護保険法のみなし指定訪問看護事業所）

病院や診療所で「訪問看護部門」を設けたり、外来部門が兼任するなどして保健医療機関から提供される訪問看護サービスがあります。この場合、保健医療機関は、原則として介護保険法のみなし指定訪問看護事業所として扱われ、訪問看護ステーションと同じく介護保険・医療保険での訪問看護が可能です。

主治医は当該保険医療機関の医師であるため、訪問看護指示書の交付は不要で、診療録に指示が記載されます。また、精神科を標榜する保険医療機関からは精神科訪問看護・指導を行います。

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（みなし指定訪問看護事業所）

介護保険制度の地域密着型サービスの一つで、要介護者に定期巡回の訪問介護と訪問看護を一体的に24時間体制で提供するサービスです。

当該サービスに常勤の看護師1名を含む常勤換算2.5人以上の看護職員が配置されている場合は、「みなし指定訪問看護事業所」として、医療保険の訪問看護も提供できます。

④ 民間企業の訪問看護サービス（各種保険外）

民間の企業などが行う医療保険制度・介護保険制度外の訪問看護サービスで、各種保険は適用されませんが、訪問看護ステーションや病院・診療所からの訪問看護と同様、看護師等による訪問看護を提供しています。

利用料金等は、各サービス機関で規定されており、利用者様との契約で行われるサービスで、オリジナルに富んだメニューが用意されています。例えば、遠距離の外出支援や長時間の滞在、受診時の同行など各種保険では対応が難しい事案への対応も可能です。

7. 訪問看護ステーションでの働き方

訪問看護ステーションでは病棟や施設など様々な経験を持つ看護師が訪問看護に従事しています。また看護師の仕事をお休みしていた方が訪問看護ステーションで働き始めることもあります。最近では新卒で訪問看護ステーションに入職し、働く人も増えています。訪問看護ステーションで働く声も見てみましょう！

新卒で訪問看護ステーションに

- 必要な研修も整理されているので新卒でもスムーズに働けます。
- 実習で訪問看護の魅力を知り、新卒でも働けると知ってチャレンジしました。

しばらく看護の仕事を休んでいたが訪問看護ステーションに

- ブランクがあると看護の技術などに不安がありましたが、しっかりとした研修や相談ができる体制で不安なく働けました。
- 主婦でも短い時間やライフスタイルに合わせて働くことができます。

病院から訪問看護ステーションに

- 個々の利用者にあわせた看護ができ、充実しています。
- 生活の場での看護にやりがいを感じます。

8. 訪問看護師の一日

訪問看護師Aさんの例

9:00	始業 ミーティング 今日の訪問看護先の確認や情報共有し、訪問の準備。どんなものをもっていくのか（体温計、血圧計、聴診器、ペンライト、定規や衛星材料、訪問看護の内容を入力するタブレットPCなど）。事業所を出発 車、自転車など、距離にあわせて移動方法が変わります。
9:30	1件目の訪問 四肢の麻痺がある方のリハビリ。ベッドの上で行いました。
10:30	2件目の訪問 褥瘡の処置。軟膏を塗り保護パッドを貼りました。
12:00	お昼 ステーションに戻ってお昼休憩です。
13:30	3件目の訪問 人工呼吸器の方の機器管理。それに加えリハビリなどを行いました。
15:30	4件目の訪問 がんで自宅療養中の方の浮腫や体の状態のアセスメントしました。
16:30	ステーションに戻ります。書類の処理や関係者との連絡調整等を行います。
16:50	終礼。今日の訪問内容等を報告
17:00	終業

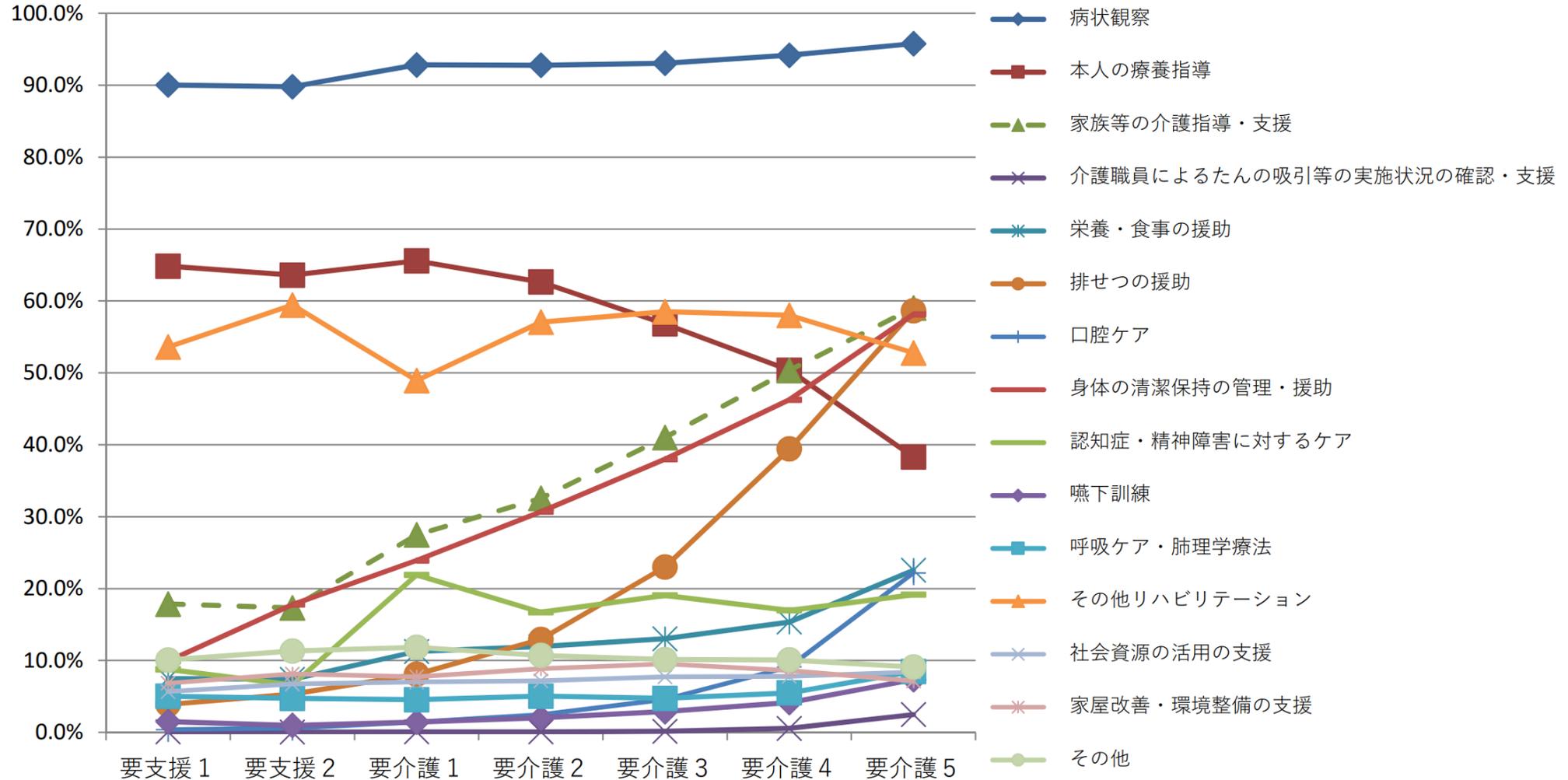


資料

要介護度別の訪問看護の実施状況①(看護内容)

○ 訪問看護の看護内容は、介護度が高くなるにつれ「家族等の介護指導・支援」「身体の清潔保持の管理・援助」「排泄の援助」等の実施割合が高くなっている。

■ 訪問看護の提供内容（1ヶ月）（複数回答）



要介護度別の訪問看護の実施状況②(医療処置に係る看護内容)

○ 訪問看護の医療処置にかかる看護内容は、介護度が高くなるにつれ「浣腸・摘便」「じょく瘡の予防」「胃瘻の管理」等の実施割合が高くなっている。

■ 訪問看護の医療処置にかかる看護内容（1ヶ月）（複数回答）

